

○松下議長 通告5番目、16番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16番、尾和弘一であります。議長の許可を得ましたので、順次質問をさせていただきますと思います。

まず最初に、教育委員会についてご質問をさせていただきたいと思います。

昨年の12月13日、中央教育審議会は、今後の地方教育行政のあり方についてという答申を取りまとめてきました。答申は教育委員会制度について市長を地方教育行政の執行機関として教育長をその補助機関に位置づけ、教育行政の責任者とするこゝと、教育委員会は存続するものの、市長の特別な附属機関と位置づけるとしております。そして、安倍内閣の教育委員会制度改革は、市長が方針の作成や教育条件、人事方針などを決定し、さらに、国による介入、干渉を強化をするなど、市長と国による教育の介入を強化する危険なものであります。

現行の教育委員会制度は、戦前の軍国主義教育の反省の上に立ち、地方教育行政は学問の自由や教育を受ける権利など、基本的人権の保障、地方自治の原則などにより、国や行政機関から独立して、国民に直接責任を負っているものへと変革をされました。この原則をないがしろにし、市長や国の権限を強化することは、子どもたちの成長や発達のとときの政治権力や国家に従属させるものであり、断じて容認できるものではないと考えます。

そこで、次の点について教育委員会の委員長のご見解をいただきたいと思います。

1番目に、昨今の教育委員会改革の動きについてどのようにとらえられておられますか。

2番目に、現行の教育委員会に問題点や課題があるとすれば、どのようなことがあるのでしょうか。

3番目に、指導要綱や教科書選定、そのチェックの実態についてお聞きをしたいと思います。

4番目に、中立性の確保というのは可能なかどうか、お聞きをしたいと思います。

5番目に、教育委員会委員長と教育長の一本化についての見解を、まずお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育委員長。

○佐谷教育委員長 現行の教育委員会制度では、一般的には事務局案を追認している

という批判や、また、教育委員長と教育長の責任の所在が曖昧である等の意見があることはよく認識しておりますが、本市ではそういうことはございません。私たちは、岩出市教育委員であることの自覚と誇りを持って取り組んでおります。今後もそういうつもりで頑張っていきたいと思っております。

なお、あと詳細につきましては、教育長から答弁いたします。

以上です。

○松下議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員のご質問の1問目、教育委員会の改革の動きどう見ているのか等についてお答えさせていただきます。

現在の教育委員会制度につきましては、自民党と公明党の間で、この3月11日に、首長の権限の強化や責任の所在の明確化等を骨子とする合意を見たところであります。この合意を受けて、この後、国会に教育委員会制度改革案が提出されることとなりますが、この中身につきましては、今後どのようにしていくのか、閣議決定、そして国会審議等がございますので、国の動きを注視していきたいと考えてございます。

続きまして、2点目の現行の問題点、課題はあるのかについてお答えいたします。

教育委員会は、教育長を除き非常勤で構成されており、教育委員長の答弁にもありましたけれども、現行の教育委員会制度には一般的な批判や意見があることは認識しております。しかし、岩出市教育委員会では、子どもたちの学力向上やいじめ、不登校問題等の諸課題や教育施策について真剣に議論し、その進捗状況を事務局が説明するなど、地方自治法第180条の8及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律にのっとり、教育行政の基本方針や重要事項を審議しており、教育委員会としての責務を果たしていると考えてございます。

次に、3点目の指導要領と教科書選定、そのチェック体制の実態はどうかについてであります。教科書選定につきましては、学習指導要領に基づいて編集され、国の教科書検定を合格した教科書から選定してございます。選定に当たっては、各教科の調査研究員が各社の教科書を読み比べ、報告書を作成します。その報告書をもとに、教科用図書選定委員会が審議し、選定委員会の答申をもとに、岩出市と紀の川市の教育委員で構成する那賀地方教科用図書採択協議会で協議し、教科書を1種類に決定するという仕組みをとっており、3段階のチェックを行っているところでございます。

4点目の中立性の確保は可能なのか、5点目の委員長と教育長の一本化について

の見解はどうかについてであります。教育委員会といたしましては、国が定める法律等に基づき運営していくことになっておりますので、現時点では、今ある制度の中で、決定すべき事項について真剣に議論し、その責務を果たしていけるよう今後も努めてまいりたいと考えてございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ご答弁ありがとうございます。

第1問の教育改革についての質問については、一定もう安心をした面と、これからの動きによってどう変わるかわからないというご説明をいただきました。基本的には教育行政、これは戦前の忌まわしい軍国主義社会の中で、子どもたちが戦争に駆り出されていったと、根本的には教育があれば何でもできるという時代であったわけですね。一方的な変更した教育行政の中で、子どもたちがみずから戦争にかつぎ出されていくと、こういう過程の中で生まれてきた戦後の教育が、それは何だったのかというと、教育基本法にもうたわれていますように、教育の目的及び理念というのは、第2条の5項にうたわれているんですが、伝統と文化を尊重して、それらを育ててきた我が国の郷土を愛するとともに、他国を尊重して、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養っていくんだというこの教育の目的、理念に従って戦後68年間教育行政が行われてきた。

最近、自殺とか子どもの問題が発生して、滋賀県の大津市等でも問題になり、今の教育が政府から見て、政権から見て責任の所在の不明確、危機管理能力の不足、審議会等の形骸化ということで、それをなくすために今回の教育行政の改革案というものが出されてきとるわけです。

そうしますと、現実的には、その機能が果たしてないというところが問題なのであって、それが時の政権の思惑で教育行政をゆがめていくということがあっては、私はならないと。強い反省の上に立っていくなれば、教育というものは中立であり、そういう立場を堅持をしていただきたい。このことが今私たちが求めていることであります。それについて再度、教育長、教育委員会委員長を初め岩出市については、そういうことはないんだということで今言われておりますので、その点については信じるということにして、これから、さらに教育行政についてもそういう立場を堅持をしていただきたいというように思っております。

そこで、2～3点お聞きをしたいんですが、昨今「アンネの日記」が東京都のほうで破られております。それから「はだしのゲン」がいまだに和泉市役所の市長が、

これは生徒には読ませるべきではないということで閉館措置をとったという動きがあって、批判が起きているんですけども、岩出市におけるそれについての現状はどのようになっているのか、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 教育長。

○平松教育長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

東京、関東の公共図書館で「アンネの日記」が破られる等のことについては痛ましいことだと考えておりますけれども、本市におきましては、図書館においてそういうことはございませんし、開架図書の中でそういうことはないようにということでもあります。今までと変わりなくあります。

「はだしのゲン」につきましては、以前もお答えしましたように、他市の教育委員会等のことをございますので、私のほうからコメントする立場にないということをございますので、再度ここでお話をさせていただきたいというふうに思います。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この教育改革の問題については、基本的には今、ご答弁をいただきましたが、地方教育行政について政治的な中立性、継続性、安定性を確保して、もっと教育の本質的要請である自立性、自主性を維持して、子どもの教育を受ける権利、学習権の充足を図られるよう岩出市教育委員会並びに教育長、教育関係者の注意で指導力を発揮していただきたい、そのように思っておりますので、よろしく願いをしたいと思いますというふうに思います。これは答弁は結構です。

○松下議長 これで尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 2番目に、職員互助会について質問をさせていただきます。

互助会、岩出市の職員互助会についての問題であります。過去からでも何回かこれに関して質問をしたことがあります。今回は、当市における補助金支給について岩出市職員互助会についてお聞きをしたいと思います。

これは、過去、吹田市で吹田市の職員の福利厚生に伴う互助会に支給していた補助金が職員への事実上の闇退職金に回されていたりということで、吹田市民が互助会、元吹田市長、元出納責任者を相手にして賠償責任訴訟を、住民訴訟を行って、判決がおりております。高裁、最高裁でも既に出ている判決ありますが、その中で補助金をみずから地方公務員の公務員法の趣旨に反することが起きるのではないか

ということを私は思っております。

そこで、次の2点についてご質問をしたいと思います。

まず第1に、互助会の決算内容及び支出先事業について岩出市の互助会はどうなっているのか。

それから2番目に、この互助会会員の構成の範囲についてはどのようにされているのか。特に、特別職及び非常勤職員は含まれるのか、この点についてまず初めにお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の2番目の1点目、職員互助会の決算の内容及び支出先事業についてお答えいたします。

平成24年度決算で申し上げますと、主な事業としては、慶弔等の給付事業、それから福利厚生事業などを行っており、支出先については、互助会会員、体育クラブ、旅行会社などでございます。

次に、2点目の会員の構成範囲につきましては、岩出市互助会規約第4条において、本会は岩出市に常時勤務する市費支弁職員をもって組織すると規定されておりました、特別職、非常勤職員含まれてございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、収支の話をしてありますが、現在の補助金の支給についての年額はわかりませんが、それについてまた答弁をいただきたいと思いますが、支出先については資料請求で事前にいただいておりますが、体育奨励補助金事業等、厚生補助事業について、この補助金については、枠を設けて、それ以外には使ったらだめですよという趣旨であろうと思うんですが、その点を再度確認をさせてください。

それから、この互助会の会員の枠であります、これは、私は市長及び特別職の加入の件については、今、第4条で特別職も入るんだということを言われました。この法律によりますと、この職員の適用する範囲であります、この法律の規定は法律に特別の定めがある場合を除くほか、特別職に属する地方公務員には適用しないとあり、つまり、地方公務員法でいう職員とは、一般職の職員を指すのであって、この法律によれば、市長及び特別職が互助会に加入することは適当でないと考えられております。にもかかわらず、岩出市においては、市長、副市長、教育長がこの互助会に入って、それから慶弔金あるいはそこら辺の補助事業で支給をされている

ということになることは、通常は問題があるのではないかと、この法律を正確に読む場合、そのように思いますが、それについて再度ご答弁をいただきたいと思いません。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目についてです。先ほど答弁させていただいた各事業の内訳年額でございます。給付事業については209万5,000円、それから福利厚生事業としては881万401円、それから体育補助といたしまして、合計ですけれども84万2,460円でございます。

それから、ご指摘の市互助会への公費の負担分についてですけれども、体育補助といたしましては、体育奨励補助として、これは25万9,560円をボーリング親睦費として経費を補助しております。

それから、福利厚生事業といたしましては、これ常備薬、薬ですけれども、この購入補助、上限1人1,000円でございますけれども、補助いたしまして15万7,620円となっております。

それから、互助会の職員の組織の範囲ということでございます。議員おっしゃる地方公務員法第4条の関係でございますけれども、職員互助会の組織については、自治法の42条の趣旨に基づき設置されておまして、職員のための任意的な互助組織として互助会が組織されるということになっておまして、職員ということでございますので、一般職、特別職を含むと考えて現在加入をしております。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ご答弁いただきましたが、特別職の範囲については、今後も互助会員として加入をさせるのか、それとも再考する考えはないのかについて再度お聞きをしたいと思えます。

それから、今補助金の金額を出されましたが、このうち構成団体の補助として、まあ慶弔ですね、これについても市長を初め特別職にも支給を交付されているのか、お聞きをしておきたいと思えます。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

互助会の加入の今後の考えはについてでございます。他の市町村の状況なども調査した上で検討してまいりたいと思います。現在のところ引き続き加入を考えてございます。

次に、慶弔の関係の支給についてですけれども、規約等に照らし合わせて支給可能と考えてございます。

○松下議長 これでは尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、3番目の質問をさせていただきたいと思います。

臨時福祉給付金についてであります。このもう間もなく4月から消費税率が5%から8%に引き上げられ、市民の生活がますます厳しくなる状況の中で、今回出されている臨時福祉給付金について負担の軽減策として出されていることではありますが、低所得者に向けての臨時福祉給付金、うち老齢基礎年金受給者等の加算資金もあるんですが、あるいは子育て世帯の臨時特別給付金が支給されようとしております。

この実施主体は自治体となり、どちらの給付金も受け取るには申請手続きが原則必要になります。対象者に対して速やかに給付金が支給されるよう、円滑な事務処理が望まれるというふうに思っております。

そこで1番目に、対象者への収支、広報の方法についてはどうされるのでしょうか。

それから2番目に、給付実施に当たってのスケジュールですね。これについてはどう今計画されているのか。

3番目に、申請と審査の方法について、お聞きをしたいと思います。

さらに、配偶者などからDV等により避難している方への支給方法についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の臨時福祉給付金についてお答えいたします。

まず、1点目の対象者への周知、広報の方法でございますが、広報誌、ウェブサイトでの広報のほか、チラシ等の全戸配布を予定しております。また、非課税者等に対する課税されていない旨のお知らせ、介護保険料額決定通知書、国民健康保険税納税通知書等を送付する際にチラシ等を同封することを検討しております。

2点目の実施に当たってのスケジュールについてでございますが、受け付けは児

童手当の受給者に給付される子育て世帯臨時特例給付金と同時期に行うことが合理的であると考えており、児童手当の申請と同時期の6月下旬を開始することを想定しております。

受け付け期間は、受け付け開始から上限6カ月間とされておりますので、申請期限は12月下旬を想定しております。

3点目、申請と審査の方法及び配偶者からのDV等により避難している方への対応についてでございますが、申請と審査の方法につきましては、市役所に郵送または持参していただいた申請書をもとに審査を行い、原則、口座振込により支給することとなります。

DV等により避難している方への対応につきましては、所定の手続を行っていただくことにより、住民登録を行っている市町村ではなく、実際にお住まいの市町村において給付を受けることが可能となっております。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この給付についてであります。今言われた非課税所得の世帯については、1人1万円、それから老齢基礎年金受給者については5,000円加算すると。子育て世帯については児童手当、中学生以下の対象なんです。子ども1人について1万円と、いずれも1回限りの支給制度であります。そこで、岩出市におけるこの対象者というのは現在何人おられるのか。

それからもう一点ですね、私は危惧するのは、非常にこの作業というのは多くの動力が必要になってくるとお思います。担当課において滞りなく事務がスムーズに流れていくためにも、どのような人員体制で取り組みをされようとしているのか、ここについても、具体的にもう既に決まっているのであればお聞きをしておきたいとお思います。

それから、さきの本会議の質疑でも1月1日の岩出市における住民票を置いている方ということになるんですが、1月1日以降、他の市町村に転出された場合、それについては転出先に対して郵送で、この申請先に手続を求めるのか、それとも転出先の自治体を通じて岩出市にそれを転送して、岩出市のほうから支給をされるのか、こちら辺について、ちょっと具体的にお聞きをしたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず、対象者の関係でございます。一応、現在抑えている人数というところでございますが、加算なしの方で臨時福祉給付金の対象となる方については、5,800人を想定というか、予定しております。それから加算ありの方で4,625人、それから子育て世帯、臨時特例給付金のほうですけれども、対象者7,050人を見込んでございます。

それから、今回の受け付けに当たっての体制的な部分でございます。相当な作業量が予想されるという状況の中で、どのような形で実施していくかということでございますが、チラシの封入や申請書類のチェックと比較的単純な作業については、臨時職員を雇用して対応することと仮定しております。ピーク時には5ないし10名の臨時職員が必要と考えております。

また、関係する各所属の職員に当該給付事務を兼務させることで、責任を持って対応できる体制を整えていきたいというふうに考えてございます。

それから、1月2日以降に転出された方ということになりますが、あくまでも1月1日時点で住民票の所在地のあるところが、そのいわゆる事務を行うということになりますので、転出された方についての申請先は、仮に岩出市から2日以降に転出されたのであれば受け付けは岩出市と、こういうことになります。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これご苦勞なことやと思うんですよ。非常に体制的にね、十分なのかというのを一番私も危惧しておりますが、1月1日、1月2日以降に転出された方に対して遠距離の場合もあると思うんですね。近くであれば、紀の川市とか和歌山やったらこちら簡単に来れるんですが、時間がかかってかえって九州のほうへ転出したよ、こっちまで来るということは非常に、物理的にも運賃代も要りますから、その場合は転出先に郵送で送って、郵送の書類をこちらに送り返してもらうという対応であろうと思うんですが、その点についてちょっと危惧をしておりますので、遠距離の場合の対応ですね、ここら辺について再度答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

1月2日以降に遠方に転出された方への対応ということでございますが、こちらのほうに電話をしていただきますと、その遠方先のほうに申請書を送らせていただいて、郵送でもって返送していただくことで手続が一応終わりというふうな形をと

りたいなというふうに考えてございます。

○松下議長 これでは尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、4番目の質問をさせていただきます。

岩出市においては、庁議というものがあると思うんですね。いろいろな岩出市役所内における政策決定事項、幹部会等々いろいろとあると思うんですが、庁議における会議録をどのような形で作成をされているのかというのが、一番市民としては非常に重要な問題になるわけでありまして。そこで、本市の庁議としてどのようなものがあるのか、これについてご答弁をいただきたいと思っております。

それから、その会議については、全て会議録を作成されているのかどうかについて、まず第1点をお聞きしたいと思っております。

それから2番目に、会議録が作成されている場合、ホームページ上で公開をされているのか。だから庁議などの結果は、職員にどのように報告されているのか。文書や庁内オンラインで対応しているのかどうか、これについてもお聞きをしたいと思っております。

それから3番目に、このこれらの会議については、それぞれ定期開催をされているのかどうか。それから会議参加対象者ですね、年間の開催頻度数についてはどのような形で開催をされているのかお聞きをしたいと思っております。

○松下議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員ご質問の4番、当市の庁議についての1点目、どんな会議があるのか及び会議録は作成しているのかについてお答えいたします。

岩出市の庁議につきましては、岩出市幹部会庁議設置規程に基づく幹部会議がございます。市政に関する重要事項等を審議してございます。会議録の作成につきましては、重要事項、市の施策あるいは業務等の意思決定を審議した場合、作成をしております。

次に、2点目の作成されている場合、ホームページ等で公開しているのか、及び決定内容はどうしているのかについてでございますが、市ウェブサイト等では公開はしてございません。また、決定内容について、課員への周知が必要なものについては、会議参加者から系統的に部下へ周知を行っております。

次に、3点目の会議は定期開催か、会議参加者対象者及び年間開催頻度数はどう

かについてであります。幹部会議は毎月2回程度開催し、定期的には月初めに1回開催し、必要に応じて随時開催してございます。今年度は、15回の開催でございました。参加対象者は、市長、副市長、教育長の三役のほか次長級以上の職員でございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、公文書管理法とか、いろいろな閣議でも議事録として公開しているという動きがあります。今ご答弁をいただきましたが、会議録については、重要なものについては会議録をとっているということなんですが、重要な範囲というのは任意に決められるということがありますので、幹部会については、全て会議録として残しておく必要があると思いますので、これについては正確に会議録の作成を義務づけるということが必要ではないかというふうに思います。

それから、ホームページで公開をされてないということではありますが、全国的に今庁議など、市の意思決定過程も含めて行政情報の提供が進んでおります。「庁議」と公開で検索するといっぱい出てまいります。これは、埼玉県の新座市であります。ホームページで「庁議を開催します。10名だけですが、ぜひ傍聴に来てください」と、いわゆる幹部会でもオープンにして10名であります。傍聴受け入れしますよというような動きをしている市もあります。

それから、庁議のページをホームページに設けてる自治体が多くあります。その中で会議録、議題、資料が公開されております。庁議に附属した議案書も、これも全て議会の議会議員に配信をしている自治体もあります。近隣では、吹田市で政策経営戦略会議をホームページで動画で配信をしておるところもあります。西宮市では、市長や副市長、各局長、理事等が出席をして、各局の総括室長等が出席した総括市長会があるときには、その雰囲気を見聞き映像で実際に公開をしているというのが実態であります。

そこで、今答弁をいただきましたが、本来市役所の中における決定事項、政策決定事項、これは市民と直接関係する内容でありますので、今後についてはオープンにしていく、そういうことが非常に大切ではないかと思えます。そういう点で、議事録を全部作成してホームページ上で公開をする、それから傍聴も入れる、そういうような考え方で市民と市の間の結びつきを強くしていく、そういうお考えがあるのかどうか、市長にご答弁をいただきたいと思えます。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

幹部会議につきましては、岩出市幹部会議設置規程に基づき運営をしております。

それから、幹部会議において協議した内容についてですけれども、これについては直ちに直に市民にお知らせするというものではなく、これは担当課において細部にわたって十分精査した上でお知らせするということが、事務のあり方だと考えてございます。

それから、今後のことですけれども、ウェブサイト上での公開また傍聴、これについては現在のところ考えておりません。

○松下議長 総務部長。

○佐伯総務部長 尾和議員の再質問にお答えします。

会議録の作成範囲についての件でございます。会議録の作成に関してはそれぞれの会議など、個別に定められている場合を除きまして、作成すべき会議や種類、記載すべき事項、記録方法、様式など、岩出市の会議録作成要綱を作成しておりますので、それに基づいて作成してまいります。

○松下議長 市長。

○中芝市長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

ただいま公室長が述べたとおりでございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 市の行政で一番問題なのは、いわゆる市民の目の届かないところで重要な政策決定がされると、これが一番危険性もあるし、心配な点であります。だから、政策決定に至る過程については、議事録をとって正確に議事録をとって公開をする、これが市の公開条例、公開のあり方だと思うんですが、今の話で聞きますと今後も現行のままでいくんだということですが、そうしますと、会議録というのは作成をしているけれども公開はしないということなのか、公開をしていくということなのか、これについて再度お聞きをしたいと思います。

それから、精査をした上でというお話もありました。精査をした上でということ公開の運びになるのか、これについても、現状では動画の配信もする意志もないということですので、そこら辺については求めませんが、それについて再度お聞きをしておきたいと思っております。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○湯川市長公室長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

幹部会議においてその決定した事項ですね、すぐにそのまま直に市民の方にお知らせできるという状況ではないんですね。細部にわたって十分精査した上で、要綱なりを固めた上でお知らせするというのが本来の形だと考えております。

それから、情報公開制度ですけれども、これは公開請求があったときは、制度に基づきまして適正に判断いたします。

○松下議長 これで尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

次に、5番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、5番目の質問をさせていただきます。

震災あるいは災害等において、ペットを守ることに特化をしてお聞きをしたいと思うんですが、過日、NPO法人「震災から命を守る会」というのが「1月17日、阪神・淡路大震災からの教訓」と題して、毎年1月17日に開催をされているものであります。

3回目となることは、特に、ペットの災害対策について焦点を当てて開催をされました。私も時間が、関係上参加をしたんですが、午前9時半から、子どもの部では、保育園児、幼稚園児を対象にボランティア犬との触れ合いを通じて命の大切さや、防災時のマナーを学ぶワークショップが行われておりました。また、午後1時半から、大人の部では「どうする。災害時に備えたペットの救助対策」をテーマに、基調講演やパネルのディスカッションが開催をされてまいりました。

現在、厚生労働省の統計によりますと、昨年度の和歌山県内の犬の登録頭数は4万8,440頭で、10世帯のうち1世帯が犬を飼っているということになり、猫など他のペットをあわせると、さらに多くの世帯で何らかの動物を飼っているのが現状であります。

和歌山県内では、近い将来、東海、東南海・南海地震による津波被害が想定されており、また、根来断層等の問題もあります。ペットを連れて避難しなければならない状況を考えることから、主催者は、飼い主を初め、自治会関係者など住民の方々にも参加をしてもらい、日ごろのしつけなど災害時の認識を高めてもらっているということでもあります。

そこで、岩出市においての方針、対策について、どのようなことを現在考えてお

られるのか、ペットといえども家族の一員であり、家族同然であって、そういう人たちのことを考えて、防災策定にもこの問題を取り上げておく必要があると、私はそのように認識をしておりますので、市の方針、対策を答弁を求めたいと思います。

○松下議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の一般質問5番目、震災でペットを守る方針と対策についてお答えいたします。

ペットを守る方針と対策についてでございますが、市の地域防災計画の見直しの中で、災害時には負傷または放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難者の同伴動物等にかかわる問題も予想されるため、動物愛護の観点から県が設置する災害時動物救援本部と連携し、県獣医師会や動物愛護関係団体等の協力を得て、動物保護管理活動を行っていくこととしております。

また、避難者のペットについては、岩出市避難所運営マニュアルに沿って、他の避難者の迷惑にならないよう、避難所の敷地内にペット専用のスペースを設けるなど、飼養者自身がペットを適正に飼養管理できるような場所の確保に努めるとともに、身体障害者補助犬については、周囲の理解が得られれば、避難所の居室スペースへの持ち込みを可能としております。

いずれにしましても、震災等有事に際しては、人命の安心安全のための避難所運営はもとより、ペットについても飼養者の意志を尊重し、極力目の届く範囲内に居場所を配置するなど、飼養環境への配慮にも努めてまいりたいと考えてございます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 大枠想定した内容の答弁であったんですが、国の防災基本計画には、家庭の動物の受け入れの配慮が今回新たに避難場所、仮設住宅等について追加をされました。県も地域防災計画、動物保護管理計画を見直して、市町村に避難所運営マニュアル作成モデルを新たにつくって、今、県の職員、生活衛生課等の担当者がつくっておるわけですが、東北大震災のときに一番問題になったのは、これは福島県の避難された方の発言なんです、震災時、避難先でペットを置いていくようにと言われ、飼い主たちは混乱をしてやむを得ず離れ離れになった人はとても苦しい思いであったと。避難が解除された後、自宅に帰ると、犬は鎖でつながれておりますから餓死してたということ、非常に悲しみも人一倍であったということも言われ

ております。

また、逆にペットを連れていくと、ほかの避難所の皆さんに迷惑がかかるということで、車の中で避難所に入らず、車の中でいわゆる小動物と一緒に生活をするということがあったそうでもあります。これも、やはり私たちはお互いにお互いの命を尊重する、ペットも同様でありまして、動物愛護の観点から、早急に岩出市で万が一そういう災害が発生した場合に備えて、今言われた飼育スペースの確保、これも大切な問題でありまして、また、動物に対しては、猫でも犬でもそうなんです、人によってアレルギー症状を起こしたりということもありますので、そこら辺も配慮した受け入れ体制、適正な管理ですね、ここら辺も十分考えておく必要があるというふうに私自身も思いますし、これから避難所が公民館になると思うんですが、公民館におけるスペースをどのように確保していくのか、ここら辺について、具体的に細かくペットを守るという立場で対策を持っていただきたい。そのことを求めておきたいと思いますが、答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

早急に災害に備えての対応準備ということでございます。災害時に動物救護対策をどのように講じるかは、動物愛護の観点だけではなくて被災者である飼い主の避難の支援、いわゆる心のケア、それから放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点からも重要であると、このように考えてございます。

平成25年6月に、環境省のほうで災害時におけるペットの救護対策ガイドラインというものを出してございますので、こういうものを参考にしながら、また周辺市等の情報も収集しながら適切に対応していきたいと、このように考えてございます。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今ペットの問題で言いました。犬と猫の問題あります。それともう一点は、大きな動物飼育でいえば、牛とかヤギも飼っておられるところもあると思うんですが、そういう動物を飼っておられる方に対する対策も、これも1つの重要な課題になると思うんですね。

現実的に、私も福島県の浪江町に行って、希望の牧場というのを拝見したんですが、被曝して約350頭の牛をアイザワさんという方が飼われております。これは厚生省のほうから「殺処分せよ」と言われながらも、これは生きた化石だとして後世に被

曝して牛がどのようにこれから生命を維持していくのかと、動物にあらわれている現象というのをどう研究していくのかということで、全国からの支援のもと、経済的な利益は生み出さないんですけれども、飼育をされる方のお話を聞きました。牛、犬、猫、全てのこの地球上に生きている生ある動物に対して、そういうものに対する対応というのは、これは非常に大切な課題になってきているわけでありまして。そういう点から、これは早急に災害対策のマニュアルをつくられる場合には、ぜひ1つの枠の中に入れていただいて、対策をしていただきたいということを求めています。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○杉原生活福祉部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

ペット、犬・猫以外というところでございますが、市のほうでは一応やはりまず飼養されている方自身への普及啓発、そういったものをまず、これは大切な部分かなと、このように考えてございます。当然しつけとかという部分もございまして、そういう普及啓発、それから一般の方への理解をいただくためのやっぱり啓発、これらも非常に大切かなというふうに考えてございます。そういう意味で、先ほども申し上げましたように、国のほうでガイドラインが出されてございますので、そこらあたりをしっかりと一応読ませていただいた中で対応していきたいと、このように考えてございます。

○松下議長 これで尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時30分から再開いたします。

休憩 (12時05分)

再開 (13時15分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、第6番目の質問をさせていただきます。

大門池の件であります。新池駐車場賃貸料の返還請求についてであります。これについては、たびたび私はこの本会議場でも述べてまいりました。大門池訴訟については、岩出市が大阪高裁の和解案を拒否したため大阪高裁が判決を下すこととなり、双方の控訴を棄却した結果、和歌山地裁の判決、つまり大門池、新池の所有

権は岩出市に、水利組合は地役入会権という地上権に類する強い権利を要するということになりました。

ところが、岩出市当局は議会の承認を取りつけて最高裁に上告受理の申立てをしたため、現在も継続中であります。

そこで、まず第1点であります、大門池裁判について最高裁は岩出市の上告受理の申立てを受理されたのかどうか、その後の経過を求めたいと思います。

さらに、私は、本件賃貸料の返還請求問題について12月議会でも取り上げてまいりました。その議事録を何度も読み返しましたが、市長も教育長も私の質問に真正面から答えていません。とても納得いく答弁ではありませんので、今回は端的に質問をいたしますので、誠実にお答えをいただきたいと思います。

そこで、本件賃貸料であります、実はその大部分は既に時効にひっかかっており、取り戻すことはできない事態になっていることを議会の皆さんご存じでしょうか。民法の債権の消滅時効を10年と定めております。だから、水利組合がこの規定を援用しますと、10年を経過した後は消滅時効にひっかかってしまいます。市長は財政資金の管理責任者でありながら、そのことは当然熟知されているはずであります。そういうことはないと思いますが、万が一市長がこの法律の基本をご存じないのであれば、資金管理責任者として全く失格であります。

ご承知のように、本件賃貸借計画は10年契約が2回更新され、合計20年間賃貸借料が支払われてまいりました。この3月時点で見ますと、水利組合が時効を援用すれば、20年分のうち19年と3カ月分は既に消滅時効にかかっておりまして、もはや返還請求しても無駄であります。そして、残りの9カ月分ではありますが、実は、これも今この時点で一刻一刻と時効が進行しております。来月になりますと8カ月分となり、ことしの12月、年度末には全て消滅時効が到来いたします。そうしますと、全てこの賃貸料については取り戻すことができなくなるわけであります。

こうした事態を招いてるにもかかわらず、市長や教育委員会、教育長は、議会においてその都度「目下、弁護士と相談中であり、返還請求するための法的な調査整理を慎重に行っているところであり、早急に手続をとってまいりたい」との答弁を繰り返し繰り返し述べております。市民の感覚として、このだまし続ける事態について、私は大変遺憾に思っています。実際に返還請求せずに放置した結果、手おくれで取り戻すことができなくなっているのが現状であります。

そこで質問をいたします。

質問の第1は、支払った賃貸料の返還請求についてであります。市長は、平成17

年の議会において、町議会議員当時「執行部より提案された予算、決算は正しいものと判断し、賛成してまいりました」と答弁され、町議会議員当時には「本契約は正当であると判断していた」と明言をかごされました。

ところが、図書館建設問題が発生して以来、市長以下教育長の幹部は、一斉に「本件契約はイレギュラー」との答弁に転じて、その後、その姿勢は一貫して現在も変わっておりません。市長はこのように、一方ではイレギュラー発言を繰り返しながらも、他方で本件契約の満期満了終了まで、毎月毎月賃貸料を支払い続けてまいりました。正当な契約と認識していた時期の賃貸料の支払いは当然であります。しかし、イレギュラーな契約との説に転じた以降も支払いを続けてきたのであります。

先ほども述べたように、市長は債権の消滅時効が10年であることを熟知していたはずにもかかわらず、支払い続けてきたのであります。イレギュラーな契約と主張し、しかも支払い金が消滅時効にかかっていることを熟知していたのであれば、即刻、支払いの停止、過去の支払い金の返還請求、さらには時効の中断等の手続を再三、私もとるべきだと申し上げてまいりました。なぜ、支払い続けてきたのか、お答えください。

ここで私の質問の要点は、イレギュラーな契約をしながらも支払いを続けた理由及び支払いの即時停止、返還請求、時効の中断等の手続をとらなかった理由についてご答弁をいただきたいと思っております。

さらに、監査委員にお聞きをしたいと思っております。

今、私は述べましたように、昨年9月議会でも、私の質問に対し「係争中であり、裁判中である」と述べられ、監査の立場といたしましては、この訴訟にかかわるものについて見解というものは差し控えたいとして放置をされてきました。また、12月議会でも「監査委員といたしまして、現在の中で請求云々、どうこうについて申し上げるのは適当でないと、このように判断してございます」と述べ、「訴訟中だからただ座視している」と答えています。

しかしながら、私が指摘したように、この問題は裁判と全く関係ありません。そこで監査委員にお聞きをしたいと思っております。

以上のように、市長が賃貸料の支払い及び支払い賃貸料の返還請求、時効の中断等をしてこなかったことは、財務関係の管理義務違反であると考えます。その結果、時効により返還請求しても無駄になり、市の財政に多大の損失をかけることとなります。監査委員は、市の重要な財政資金に穴をあけることに疑問を持たず、何ら監

査業務を実施していないとすれば、監査委員としての重大な職務違反であります。これについてどのような責任をとられるのか、端的にお答えをいただきたいと思えます。

なお、監査委員は、この民法の規定による本件賃貸料には10年の消滅時効があることを知っていたのかどうか、あわせてご答弁をいただきたいと思えます。

○松下議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○中谷教育部長 尾和議員ご質問の6番、大門池についての1、大門池訴訟の最高裁についての1点目、その後の経過はどうか、受理されたのかについてお答えいたします。

平成25年12月4日、最高裁判所に対し上告受理の申立てを行いました。受理の通知はまだいただけてございません。

なお、平成26年本年1月23日に相手方である西洋らから附带上告受理の申立てが提出されてございます。

次に、2、駐車場の賃貸料の返還請求についての1点目、賃貸料の請求権はいつまでであるのか、あると考えているのか、及び2点目、債権の時効はあるかについて一括してお答えいたします。

本件につきましては、現在も係争中であり、弁護士に検討していただけてございます。

○松下議長 代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の質問の6番の3点目、監査委員として消滅時効を認識しているのか等についてお答えいたします。

前回もお答え申しましたように、本件は、係争中でございますので、私どもの立場として時効について、言及すること等は控えさせていただきます。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁いただきました。賃貸料の請求権はいつまでであるのか、債権の時効については係争中であるので言えないということをおっしゃいましたが、私が質問しているのは「債権の時効は10年で消滅するんではありませんか」と聞いているわけです。それを、そういうものはないということなのか、時効はあるということなのか、その点について答弁をしなければならぬはずなんですよ。裁判は裁判なんです。この賃貸料の請求権について時効があるのかどうか、その法律をご存じで

あるのかどうかを聞いてるにもかかわらず、まともに答弁してないじゃないですか。なぜしないんですか。

今も申し上げたように、もう19年と3カ月、今年度末に至れば時効が来るわけです。そしたら4,700万円余りの支払った岩出市の市民の税金を、時効によって消滅するのではないですかと聞いてるわけです。それについて再度ご答弁ください。時効しないのかするのかわかるのか、いいですか。

それから監査委員にお聞きしますが、監査委員というのはどういう仕事ですか。もう一度振り返ってほしいんですが、監査委員というのは、市の市民からいただいた血税を正しく使う。それが問題があるときには、適正に自主的に判断をして是正をさせていくという立場じゃありませんか。それにもかかわらず、裁判が続いているのでその見解を控える、何のための監査委員ですか。そんな監査委員であれば辞任すべきです。

再度、聞きますが、監査委員はこの消滅時効、民法の消滅時効、債権の消滅時効について条文を知っておられるんですか、知らないんですか。再度、答弁をしてください。

○松下議長 教育部長。

○中谷教育部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたように、新池の駐車場の賃貸料につきましては、専門家である顧問弁護士のほうにお願いして検討いただいております。プロのほうに任せてございますので、それでご理解いただきたいと思います。

○松下議長 代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、消滅の件につきましては、これは当然でございますが、日本の法律民法では10年というのは認識はしてございます。そして、後、問題が是正していく、あるいは指導していくのが監査じゃないかという意味やと思いますが、それについては、先ほどから申し上げてますように、これ今係争中でありますから、特に、監査としてその最高裁ですか、その判断を待ってから言及すべきであって、今の段階では、係争中であるということに尽きると思います。

以上です。

○松下議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 教育委員会ね、教育委員会のあなたたちはね、うそをついたらあかんと

生徒に教えてますよね。正しく物事を認識して、正しく指導すべきだという立場で教育行政をやっとられると思うんですね。今ご答弁をいただきましたが「専門家に任せているから、この賃貸料の請求等々については答弁できない」と、「私は答えることができません」と言ってるわけですよ。そうでないでしょう。裁判で争っているのは、池の所有権と地役入会権を争っておるんですよ。その件で権利はどこにあるのかということで争っているわけです。裁判で争って賃貸料の支払いについてですよ、返還請求なり支払について、それで争っているわけじゃないんですよ。そうじゃありませんか。賃貸料も含めて裁判で争っているんですか。その点をもう一度、教育委員会の委員長、執行部の代表である教育委員会の委員長から明確に答弁を求めたいと思います。

それから代表監査委員、今も教育委員会に私言いましたけれども、今回の裁判争っているのは、賃貸料の4,700万円のことで争っているんじゃないんですよ。それは認識していただけますね。全体をひっくるめて、これ裁判闘争やってるのと違うんですよ。賃貸料を20年間払い続けた、それはイレギュラーだということでストップしたから、前に払っていたものについては岩出市は返還請求しなさいよと、イレギュラーやから返還請求するのが当たり前じゃないですか。それを放置しているということなんです。債権の中断をしない、請求権を行使して支払ってくれと請求することもしない。そうしたら中断になりますから、そこからまた10年延びるわけですよけれども、この間、いっつも支払い中断しないのは不当じゃないですか。監査委員として、これはその方法は正しいという判断をされているのか、ご答弁ください。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○平松教育長 尾和議員の再々質問にお答えします。

何度も言いますように、司法における最終的な判断が出ていない中で、やみくもに手続を進めることは予期せぬ結果を招くことになり、慎重にならざるを得ないというふうに考えてございます。

○松下議長 代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、1つ、市が請求してないことについての云々の話でございますが、これは市当局の判断として、係争中であるから今教育長がお答えになったような感じで請求していないということだと思います。

また、賃貸料の裁判と別だというお話でございますが、これはあくまでも根本は

同じ根本であると思いますので、私は司法の最高裁判所の結論を待って言及すべきといえますか、監査としての立場というのを明確にすべきと、このように判断しております。

以上です。

○松下議長　これで尾和弘一議員の6番目の質問を終わります。

引き続きまして、7番目の質問をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員　7番目の質問をさせていただきます。

最後になりますけれども、安倍政権の今日の動きについて市長にお聞きをさせていただきたいと思います。

まず、日本国憲法は今大きな試練のときを迎えております。憲法改正は私の使命と、憲法の明文を変えることに強い執念を燃やす一方で、さきの大戦の反省と教訓をもとに平和憲法がうたっている憲法第9条、この中身を変えようとしているのであります。歴代内閣のもとでは、許されないとされてきた集団的自衛権の行使に関する解釈を変更して戦争する国を目指しております。

また、私はこの国の最高責任者であり、私が責任をとるとして独裁者的発言を繰り返してしております。日本はいつから安倍政権1人のものになったのでしょうか。立憲主義の根本から突き崩すものであり、到底容認することはできません。

そこで市長の所見をお聞きをしたいと思います。憲法解釈を変更して集団的自衛権行使容認の考えに、あなたは賛成されるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

2番目に、消費税増税が4月1日から3%アップし8%になる中、一般市民は大変な生活苦を強いられることとなります。消費税導入以来、法人税率は一貫して下がり続け、1989年以前の42%から25.5%まで引き下げられました。さらに、大幅な減税をやろうとしております。消費増税の税収は、その穴埋めに使われているのが実態であります。さらに、70歳から74歳の医療費自己負担が4月から2割になります。介護保険でも自己負担増の法案が提出されようとしているのであります。この件について市長はどうお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

3番目に、3.11から3年、しかし、福島原発事故は終わっていません。放射能汚染により、いまだに14万人以上の人々が住みなれた家や大切な故郷を追われて暮らしておられます。そのうち2万9,000人が劣悪な仮設住宅で寝起きをしているのであります。長引く避難生活の苦しみの中で、亡くなった震災関連死は1,600人を超えました。そして多くの人々が放射線管理区域レベルの汚染地での生活を強いられ

ておられます。小児甲状腺がんが被害が続出しており、既に発見された人員は33人と言われております。この甲状腺がんは100万人に1人から2人という確率で出てきているわけでありますが、今日疑われている人を入れますと、75人の甲状腺がんが発生しているのであります。この現状を見ても理解できます。原発推進ではなく、原発のない日本に向け、このような原発の再稼働と輸出をやめ、即時に原発ゼロの政治決断を国に求めるお考えは中芝市長はありませんか。お聞きをしたいと思います。

次に、今日、今、日本の核のごみが幾らあると認識されておりますか。原発の使用済み核燃料の貯蔵量は、さらにその保管する場所も満杯の状況にあります。安倍政権は再稼働に向けて進んでいますが、この政策、原発推進は核のごみをさらに増加させるものであり、これを許してはならないと私は考えております。市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○松下議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 尾和議員の安倍政権についての一般質問ですが、いずれも国政に関する事項であります。国政に関する事項については、国と地方の協議の場に関する法律の規定に基づき、全国市長会に対応しているところであります。個人的な見解を議会本会議においてお答えする考えはございません。

○松下議長 再質問を許します。

○尾和議員 3項目にわたってるのに何で1項目的だけ答えるの。

○松下議長 今、一括してという答弁でした。

○尾和議員 一括してと言えへなしょ。

別々に聞いているんやから別々に答えなあかん。事前に打ち合わせしとるんやから。

○松下議長 一括して今答えたと思うんです。

○尾和議員 別々に質問しとるんや、別々に答えてもらわんと。

○松下議長 いや、それも1つの方法だと思うんですけれどもね。

○尾和議員 だから、それ議長言うたらええねん。答弁してくださいと。

○松下議長 いやいや、その答弁も1つの方法。

○尾和議員 何で議長は市長のかたもつの、おかしいやないか。

○松下議長 もってないって。もってないですよ。

○尾和議員 おかしいやないか。事前に私は言うとするんだから、それに答えるのが市当局の説明責任じゃないですか。わからんのやったらわかりませんと、これ1番に

ついてはこういうことです。2番については、わからんならわからんということ  
言うべきです。

○松下議長 市長。

○中芝市長 一括してでございます。よろしく。

○松下議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 全くですね、愚弄する発言ですね、答弁ですね。私は誠意を持って質問  
しとるわけですから、それに対して、一括して政府のことは私は知りませんと、岩  
出市長としては、全ての問題について政府の見解について言う立場ではないという  
ことを言われます。こんな市長が、岩出市民5万2,000人の命と暮らしを守ること  
ができるんでしょうか。

そこでお聞きしたいと思います。市長ね、そしたら具体的に聞きたいと思うんで  
すが、今、核のごみは日本でどれだけあるかご存じですか、お答えください。

○松下議長 尾和議員、通告しておりますか。

○尾和議員 4番目に述べとるでしょう。

○松下議長 ごみのトン数とか何か聞いてたんと違いますか。核のごみをさらに増加  
させるものであるかどうかということ質問出てますので、その。

○尾和議員 知らんのやったら知らんでいいんです。

○松下議長 そういう質問すること自体も。

質問通告に入ってませんのでね。核のごみをさらに増加させるものであるかどう  
かということ。

(議場騒然)

○松下議長 尾和議員、通告ないから、再々質問でやってください。

○尾和議員 いや、わからんのやったらわからんでええんよ。

○松下議長 いや、それはあれですわ、通告外ですのでね。

○尾和議員 だから、まともに答えんとやね、この問題に一括してあんな答弁するか  
ら、私も聞きたくなるわけや。

○松下議長 尾和議員、もう再々質問でしてください。

尾和弘一議員。

○尾和議員 全くですね、こんな市長とは知りませんでした。

今ね、核のごみね、日本にどれだけあるかといいますと、1万7,315トン現在あ  
るんです。各原発で貯蔵しているのが。再稼働したら毎日約、今は再稼働してませ

んけれども、大体50トンから出てくるんですね。これの処置に今困ってるんです、日本は。だから、基本的に原発推進の立場を明確にしない、こういう市長であることは明らかです。市民の審判を受けるべきだと思います。

本会議場であんな言葉使うというのはけしからんな。議長も何も言わんでおかしい。ええかげんにしとけという言葉違うやろ。

○松下議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 再々質問にお答えをいたします。

冒頭答えたとおりでございます。

○松下議長 これで尾和弘一議員の一般質問を終わります。